主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人竹野竹三郎の上告趣意第一点前段、第二点、第三点はいずれも事実誤認の 主張であり、同第一点後段は違憲をいうが、原判決は判示事実を、所論被告人の検 事に対する自白調書と、引用の各証拠(当裁判所も補強証拠たり得ると認められる。) とを綜合して認定しているのであるから、所論は前提を欠き、同第四点は原判決判 示(二)(三)(四)の各物件がすべて委託関係に基かず被告人の占有に帰したも のであるとの、原判決の認定に副わない事実を独自に想定し、これを前提として、 判例違反、法令違反、量刑不当を主張するのであつて、論旨引用の判例は本件には 適切でなく、同第六点は事実誤認を前提とする単なる法令違反の主張であつて、い ずれも刑訴四○五条の上告理由に当らない。また、同第五点は違憲をいうが、原判 決は判示(三)及び(四)の事実を、被告人の検事に対する供述調書及び第一審分 離前の相被告人Aの検事に対する供述調書を綜合して認定しているのであつて、共 同被告人の自白であつても、共犯関係の有無を問わず、互に他の被告人の自白の補 強証拠となりうることは当裁判所の判例とするところであるから(昭和二三年(れ) --二号同年七月一四日大法廷判決、判例集二巻八号八七六頁、昭和二三年(れ) 一六七号、同年七月一九日大法廷判決、判例集二巻八号九五二頁)所論は理由がな L1

弁護人横田静造の上告趣旨は、事実誤認、単なる訴訟法違反の主張であつて、刑 訴四〇五条の上告理由に当らない。

そして、記録を調べても本件につき同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年七月二三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	Ξ	郎